

## 令和2年度第1回佐倉市市民協働推進委員会 会議概要

日 時：令和2年9月30日（水）13：00～15：00

会 場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席委員：小野委員、木内委員、久保委員、高橋委員、渡辺委員、阿部委員、  
土屋委員、曾根原委員、山岡委員（欠席委員なし）

事務局：川島市民部長、三須自治人権推進課長、呉屋主査、小野寺主事

傍聴者：2名

議 事：議事（1）佐倉市の市民協働について

議事（2）地域活動ガイドラインについて

### 1. 委嘱状交付

（委嘱状交付）

（市長挨拶）

事務局：市長は、公務多忙のため、退席させていただく。

### 2. 開会

（市民部長挨拶）

（事務局紹介）

### 3. 委員長、副委員長の選出

（委員、自己紹介）

事務局：佐倉市市民協働の推進に関する条例規則第18条第2項により、「委員の互選」により委員長、副委員長の選出をお願いしたい。ご意見はあるか。

委員長に曾根原委員の推薦、副委員長に木内委員の立候補があり、他の委員から異議がなかったため、委員長に曾根原委員、副委員長に木内委員が選出された。

（委員長、副委員長挨拶）

#### 4. 議事

委員長：ここからは、私が議事進行を務める。議事に入る前に、会議の公開と会議録について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明) 会議の公開の可否、会議録作成の説明

委員長：会議の公開及び会議録について、事務局の説明通りでよろしいか。

(承認)

委員長：これより議事に入る。なお、佐倉市市民協働の推進に関する条例施行規則第18条第6項により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。本日の会議は定数9名に対し9名全員出席しており、会議が成立していることご報告する。今回の議事録署名人は、名簿の上から小野委員にお願いします。

#### 議事 (1) 佐倉市の市民協働について

委員長：議事(1) 佐倉市の市民協働について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議事に先立ち、委員の皆様の本会議においてお願いしたいことを申し上げます。

今回皆様方の任期を本日から2年間とさせていただいており、この2年間で佐倉市の市民協働全般に関して、各ご専門の分野、また、市民としての目線からご意見やアドバイスを広く頂戴し、最終的には意見書としてまとめ、市が実施する市民協働の各施策を運営するにあたって参考とさせていただくことを目標としている。

本日の議事(1)は、全般的なご意見を頂戴するために、基本情報として佐倉市の市民協働の状況をご説明するものである。

また、市民協働全般へのご意見をいただく一貫として、社会情勢や市政運営の状況に応じ、特別にご意見を頂戴したい施策に関してもご審議いただく場合がある。今回のトピックとしては、本日の議事(2) 地域活動ガイドラインがそれに該当し、本会議でご審議いただいたのち市民に向けて発信していくため、本日は議事(2)を重点的にご審議いただきたい。

(事務局説明)

委員長：事務局の説明を踏まえ、何かご質問、ご意見等はあるか。

委員：条例の改正内容について伺いたい。

事務局：理念については変わらない。改正内容としては、施策③地域まちづくり事業と施策④市民協働事業の補助金の審査を事務局で運営する形として整理した点。対象となる団体について、小学校区ごとに組織しなければならなかったが、2つ以上の隣り合う自治会で設立できるよう要件を緩和した点。市民協働推進委員会の役割について、以前は補助事業の審査をお願いしていたが、所掌事項から外し、市民協働の施策全般に関してご意見をいただく会議とさせていただいた点である。

委員：変更点について具体的にわかる資料がない。いただくことは可能か。

事務局：資料を後日お送りする。

委員：前制度上はどのくらいの小学校区が対象となっていたのか。また、制度改正後どのくらい幅が広がったのか伺いたい。

事務局：市内23小学校区の内、16小学校区14団体結成していた。改正後に問い合わせはあったが、自治会内や自治会間で話し合いを必要とするところ、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、今のところ新規団体は結成されていない。

委員：既に16小学校区対象になっていたということだ。すごいですね。

委員：制度を見直して、継続が難しい、またはやめたところはあるのか。

事務局：やめたいとおっしゃった団体があり、現在は12団体である。協議会で取り組めることをやりつくしたとのことでやめられた団体や、人事的な判断でやめる団体がある。

委員長：改正の結果しか資料がないため、説明があるとわかりやすい。施策一覧表の他に、書ける範囲の補足資料や新旧対照表をいただきたい。

事務局：後日提供させていただく。

委員：食生活改善推進員を7、8年務めており、子どもの貧困化についてお話ししたい。こども食堂について調べると、佐倉市もNPOなどが実施されている。(食生活改善)協議会では自治会と協力して事業を実施しているが、NPOと一緒にやることはできないかと個人的に考えている。

事務局：子ども食堂は自治会や民生委員、ボランティアなど色々な主体が実施している。協議会でも自分たちで、またはどこかに協力するなど、色々な形で取り組むことができる。サポートセンターなどを通じて情報提供等を行っていければと思う。

委員長：市で相談を受け付ける体制にはなっているのか。

事務局：市民公益活動サポートセンターで相談や支援を行っており、直接自治人権推進課にご相談いただいても構わない。登録していただければ保険の活用もできるため、ぜひご相談いただければと思う。

委員長：子どもの食事については、具体的に相談窓口はあるのか。

事務局：子どもの食事について直接の担当は自治人権推進課ではない。市では社会福祉課や子育て支援課、児童青少年課になる。また、社会福祉協議会で子ども食堂のネットワークを立ち上げられ、市内のこども食堂が登録されている。一つの窓口が決められているわけではないため、まずどこかに相談していただくのがよいと思う。

委員長：リストがあればよい。メールやWebで登録はできるのか。

事務局：そのようにはなっていない。

委員：市民協働事業について。補助は3年間とのことだが、4年間補助を受けている団体がある。事業が違えば申請できるのか。

事務局：事業の切り分けができれば可能である。

委員：偏って1団体に助成されているところが気になった。

事務局：今後、採択の際に検討させていただきたい。

委員：NPOの資金源はどうなっているのか。

事務局：自己資金のところも多い。寄付や協賛金、助成金など、多様である。

委員長：事業者の審査は書類や条件に基づいて行っているという理解でよろしいか。

事務局：はい。

委員：以前は市民提案型と行政提案型があったが、最近事業がないということで行政提案型事業が入っていないのか、それともなくなったのかお聞きしたい。

事務局：数年間提案がなかったことから、昨年度の改正の折に一本化した。行政提案型は行政がやっていただきたい事業をメニュー出し、市民提案型は市民団体のオリジナル事業であった。現在は、市の主要課題を掲げ、それに合わせて団体のアイデアを出していただく形になっている。

委員：条例第12条で「支援を行うことができる」とある。支援がお金だけでないというのが大事だと思う。どんな支援をしてきたか、資金以外の支援について資料があるとよい。

しづが原まちづくり協議会の事業に携わっているが、支出の詳細の提出を求められた。きちんと管理することは当たり前だが、資料にまとめて提出する大変さがあり、そのせいで活動にとりかかりづらくなることもある。うまく支援していただき、円滑に事業ができるよう検討していただきたい。

委員長：ご検討いただきたい。

委員：話が戻るが、条例改正によって、施策②政策形成過程参加手続きの手法に変化はあるのか。パブリックコメントしか資料に出ていないが、意見交換など他に試みたこ

とを伺いたい。

事務局：条例改正に伴う変化はない。資料の手法は従来からのものを一例として掲載した。各部署において、計画策定の過程で意見交換会等が行われている。昨年度の総合計画策定では2年間かけて意見交換を行った。市民アンケートや満足度調査も毎年行っている。

委員：政策形成過程参加手続きは、地域の担い手育成の面もあると思う。

担い手育成のための試みや、人的支援として職員が話し合いを手伝うなどの取り組みはあるのか。

事務局：各部署の各施策の中で行っている。

委員：他市ではファシリテーターの育成に取り組むところもある。そのような目的が明確な人材育成は行っていないのか。

事務局：やっている部署はあると思うが、今これという例を出せない。

委員長：ただいま出た意見をまとめる。今までやってきたお金以外の支援を資料にまとめるようにという意見と、各部署に跨るため大変だと思うが、政策形成過程に必要であれば人材育成を行った方がよいという意見であった。

委員：先ほどの委員のご発言のとおり、書類作成が大変だという話を聞いたことがある。書類の簡素化や、書き方について職員の支援があるともっと協議会の委員が苦勞せずに活動できるのではないか。

委員長：行政側は監査に耐えられるよう書類を作成しなければならない一方、過剰に求めると活動自体やめてしまうこともある。バランスよく制度設計をお願いする。

委員：委員会が始まる前に、8ページの市民公益活動サポートセンターに行ってみた。ああいう場所があるのはよいと思うが、文字を見るまで知らなかった。佐倉市は広いためなかなか来られない人もいると思うが、PRを積極的に行い、もっと利用していただいた方がよいと思う。

委員長：良い提案だと思う。私も昼に佐倉市を回ってみたが、PRが下手だと感じた。

委員：政策形成過程参加手続きについて、違う方法は検討されてはいかがか。パブリックコメントではいつも同じような方が発言して終わってしまう。より幅広く意見を取り入れるためには、新たに違う方法を検討することも必要かと思う。

委員長：パブリックコメントに加えて、より広く市民の意見を吸い上げる手法の検討が必要だという意見である。福井県鯖江市では、高校生による「JK課」を立ち上げ、特産品の宣伝などに取り組んでいる。若い人の意見を取り込むことやPRが有効だと思う。

委員：佐倉図書館がリニューアルすることについて広報をみたが、その後どうなったのか。市民の集まる場として、どういう形になるのか気になる。

事務局：計画は進んでおり、子育て支援センターや展示場所が併設されると聞いている。

委員長：他にご意見がなければ審議を終わる。ここで出された意見は事務局にとりまとめをお願いします。

## 議事（2）地域活動ガイドラインについて

委員長：議事（2）地域活動ガイドラインについて、事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

委員長：事務局の説明を踏まえ、何かご質問、ご意見等はあるか。

委員：6 ページ地域のお祭りについて。佐倉の秋祭り自体は中止となったが、市内ポスターを見ると神社の祭りは行うようである。市は何か聞いているか。

事務局：秋祭りは中止を決定されたと聞いている。大小問わず、祭りは前段の集まって行う会議や準備等が難しく、新型コロナの感染状況もわからないことから、やめられるというお話を多く聞いており、同様の考えで市主催のイベントも中止となっている。地域で独自の祭りについては、対策をとった上で縮小するなどのアレンジを加えて開催されることもあるかと思う。おそらく神社も何らかの対策をした上で実施されるのではないかと。

委員：他の町内会は山車を出さない約束でやっていたが、神社だけやられるのはどうなのかと話が上がっていた。

事務局：神社の祭りについては、自治会としても悩みどころでもある。祭り以外にも協力して活動されているが、神社と自治会、地域住民の足並みがそろわないこともある。

委員長：市役所に電話すると、相談にのってくれるのか。

事務局：自治会の担当部署として、自治会から各種相談を受けている。交付金を充てる予定だった行事が中止になったなどの相談をいただいております、都度、提案をさせていただきます。

委員：6 ページに、神輿は密接が避けられないため自粛するよう記載がある。自主的に中止している団体もある中、ここまで書かない方がよいと思う。また、対策しながら開催した団体に批判が出る可能性がある。

事務局：削除する。

委員：他市のガイドラインを拝見したが、行事の開催目安として、屋内と屋外を分けて「参加人数〇千人以下」などを記載しているところもある。掲載してもしなくても問合せがある部分だと思うが、佐倉市としてはどういう方針でガイドラインを考えているのか。自治会活動をさせたいのか。

また、目安となる数字があるとわかりやすいが、思考停止になってしまう可能性もあり、自分たちで考えた上で活動した方がよいと思う。佐倉市は明確に書かれていないような印象を受けるがいかがか。

事務局：市としては、できるだけ自由に自治会に活動をしていただきたいと考えている。実施する上での対策としては、何らかの目安はあった方がよい。

国等が出している基準の5千人を入れることも考えたが、この規模は佐倉市には当てはまらず、それ以下の基準は特に出されていない。考えられる基準としては、市施設の「通常時の定員の半分」という目安が当たるかと思う。

委員：8ページ「参加上限（※）」、※の説明が抜けている。先ほどの定員の半分という基準を表しているのか。

事務局：確認して連絡する。

委員：ガイドラインを早く出したいと思うが、市によっては期限を決めているところもある。期限を区切るか、更新し続けるか、どういう形で運用していくのか。

事務局：「～月」までと一度出してしまうと一人歩きしてしまう可能性がある。改定の頻度を高くし、更新し続ける方がよいと考えている。

委員長：最初の基準の話は、書けるなら書いた方がよい。また、国や県など参考元を明記した方が納得しやすい。

改定についても難しい問題である。どちらにせよ方針をどこかに入れた方がよい。「何日現在」「状況に応じて変わる」など記載した方がよい。

委員：マスクについてはそれぞれの項目に入っているのに比べて、手指消毒が入っていないため、記載した方がよい。

事務局：全体に当てはまるため入れていなかった。記載する。

委員：換気について。真冬や大雨でも、窓を開けずに換気することができるエアコンを市施設へ導入するのはどうか。

委員長：予算等を見合っただけのことだが、検討をお願いします。

委員：寒い時期の感染対策を想像しづらい。改定して載せていくしかない。換気することで風邪を引かれても。

委員：感染対策としては、季節天候を問わず換気は書かざるを得ない。その上での策や取り組みとして、エアコンを挙げた。

委員：別紙のチェックリストと利用者名簿はとてもよいので、必ず入れるべきだと思う。項目ごとに重複して細かくなっているため、一番はじめに基本的なことを記載し、コンパクトに整理すると思う。

事務局：何パターンか検討したが、簡潔に書こうとすると「新しい生活様式」の「実践例」にまとまってしまう。共通事項にある程度集約して全体をコンパクトにまとめる方法と、ケースバイケースで項目ごとに記載する方法どちらがよいか。

委員：細かく書いた方がよいと思う。自分に関係する項目しか見ない人もいる。

委員：そこしか読まない人もいるため、伝えたいことはしつこく書いた方がよい。

委員長：皆さんから意見を伺いたい。

私が気になった点だが、チェックリストと名簿はよくできているが紙ベースで実施することがよろしくない。QRコードでインターネット登録できるようにしてはどうか。

事務局：佐倉市は活動者も参加者も高齢な方が多いため、インターネットのみの実施は難しいと思われる。

委員：民生委員をやっているが、方法が書いてあってもわからないと説明を求める人も多い。地域の現状では両方やっていくのがよいと思う。

委員：ボランティアは高齢の方が多く、80歳以上の方も積極的にされている。ガラパゴスケータイの人や携帯電話自体持っていない方も多く、使いこなせていない。紙ベースも必要だと思う。市施設でも紙ベースで実施していて、きちんとやっているなど思っている。

委員：公民館ごとに色々取り組まれていて、サポートセンターで情報をまとめて取得したり、親切に教えてくださったりしている。よく情報がわかるように民生委員も日々伝えている。

情報を出していても、受け取る側が必要と思わなければ見ないため、なるべくわかるように少しずつやっていくしかないと思っている。やりながら意見を取り入れ、「改訂版」まで厳格でなくてよいが、更新していくのがよいのではないか。

委員長：まとめると、改定の基準を明記すること、目安となる（※）注意書きを補足すること、わかりやすい表現にすること、という意見であった。デジタルかアナログかについては将来的に検討していくということ。

委員：回覧について。電子回覧板自体知らなかった。情報を伝えるために回覧を回したが、住民から疑問の声もあって私の自治会では止めていた。その際に考えたことだ

が、地域の掲示板を活用しきれていないように感じる。どこにあって、どういう情報があるのか知っている人は多くない。中志津にはバス停やゴミ捨て場に併設されているが、それでも知らない人が多い。同じ情報でも見てもらう場を多く作った方がよい。掲示物が雨ざらしとなっている掲示板の修理と場所の見直しを行い、掲示板に情報があることを伝えていった方がよいのではないかと。

委員：破損した掲示板については、町内会から申請を出せば変えてくれると伺った。

事務局：設置場所については自治会に選んでいただいている。相談を受けて設置場所のアドバイスも行うが、地権者の意見もあり、見やすい場所に設置できるとは限らない。

本体については修理などを自治人権推進課で行っている。新規掲示板の配布は予算があるため次年度以降になる。また、使い方もお任せしており、行政の掲示物のみ掲示する自治会もあれば、自治会独自のお知らせを掲示する自治会もある。こんな風に使ってはどうか、と提案することは可能。

委員長：回覧版だけでなく、掲示板等の各媒体で情報を発信する手段を増やした方がよいという意見であった

委員：今は「回覧」と聞くだけで難色を示す人もいる。

事務局：新型コロナが流行してから電子掲示板を設けた。回すこと自体を嫌がる方や、回覧物の仕分け作業を不安に思う方もいるため回覧を中止し、電子回覧板の開設とともに別紙3をつけることで回覧を再開したという経緯がある。別紙3を回覧版につけていただいたことで苦情が来なくなったことは一つの成果である。情報発信の取組みについて、詳しく記載するよう検討したい。

また、各課にもポスター中心でお願いしたいと伝えており、それも含め掲示板を活用していきたい。

委員：中志津自治会の例だが、掲示板の場所を知るためのウォークラリーを実施した。活用出来たらと思い提案した。

委員：QRコードを掲載しているが、COCOAを掲載していない意味はあるのか。

事務局：作成時点では効力がわからず掲載しなかった。載せてもよいか。

委員：反映までに日数がかかるなどの不備があると聞いたが。

委員：やり方がよくわからないという方から問い合わせを受けたが、登録はスムーズにいかない。私も精通しているわけではない。誰に聞けばよいのかも併せて掲載しないと絵に描いた餅になる。

委員長：サポート体制などの準備も含めて載せられるのであれば、掲載するのがよいと思う。他に意見はあるか。

議決を採る。事務局案に本日出された意見を取り入れ、当市民協働推進委員会策定の「佐倉市地域活動ガイドライン」として、発表してよろしいか。

(全員挙手・可決)

委員長：本日の議事については、以上となる。

事務局：議事の内、地域活動ガイドラインについては、いただいたご意見等を反映し事務局がまとめたものを後日メールで皆様に確認いただき、発表する。

今回の会議である程度意見がまとまったため、今年度の委員会は以上となる。次回開催は令和3年度を予定している。新たに審議いただきたい事項がでた場合には、別途お知らせする。

## 5. 閉会

以上